

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 状況	措置等対応状況の区分
31	福祉活動推進課	担当課案件	⑩ 介護予防センターいきいきプラザ介護予防事業委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	当業務の内容は公共性や経験が特段求められる業務ではないと見受けられる。市社協以外に当業務が実施可能な業者が存在しないと解釈するのは困難である。一者随意契約とする合理性が乏しく、業者選定方法を見直す必要がある。	93	<p>平成27年度の介護保険法の改正において、一般介護予防事業の基本的な考え方が示され、市民が身近な地域で継続的に介護予防に取り組める環境の整備が重視され、地域を基盤とした取組みが推進されることとなりました。</p> <p>現在柏市では、介護予防をフレイル(虚弱化)予防と位置づけ、介護予防センターにおいて介護予防講座の開催、人材育成等を行っており、今後はフレイル予防を市内全域に地域展開していく予定です。</p> <p>この目標達成のためには、人材育成のノウハウを持ち、すでに地域ネットワークを構築できている社会福祉協議会に介護予防センターの業務を委託することが、現状としては最も合理的であると考えます。</p> <p>いきいきプラザだけでなく、直営で運営しているほのぼのプラザますおについても平成30年度からは一体的に委託することで、事業を効果的に展開していきます。</p>	監査実施時と状況が異なり、措置を講じる必要がなくなった